

江府町訓令第 5 号

江府町公印規程の一部改正をここに公布する。

令和 8年 3 月 10 日

江府町長 白石祐治

江府町公印規程

昭和39年7月2日

訓令第36号

(趣旨)

第1条 江府町公印(以下「公印」という。)の管理及び使用その他公印について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、寸法及び個数並びに管守者は、別表に定めるところによる。

2 第7条の規定により刷込みに用いる公印は、前項に規定する公印の印影を原形としたものとする。

(新調、改刻及び廃止の協議)

第3条 管守者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(管守)

第4条 公印は、常に堅牢な容器に納め、原則として錠を施し、次の区分により管守しなければならない。

- (1) 正規の勤務時間中 管守者
- (2) 休日及び正規の勤務時間後 当直者又は総務課長

(使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの稟議書を添え、課長、参事、園長、所長又は室長の審査を受けた後管守者に呈示し、押印するものとする。この場合、正規の勤務時間後にあつては、様式第1号による公印使用簿に所要事項を記載しなければならない。

第6条 公印は、白紙その他不備な文書に押印してはならない。ただし、当該押印について、事前に副町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第7条 第5条の規定にかかわらず、副町長の承認を得た場合は、公印の刷込み使用をすることができる。

(公印の庁舎外持出使用)

第8条 公印は、公印管守箇所以外に持出し使用することはできない。ただし、焼印章及び刷込みに用いる印章は、副町長の承認を受け持出使用することができる。

2 他官公署において書類を作成し、直ちに提出しなければならないため公印を持参する場合は、様式第2号による公印預証に所定の事項を記入し、管守者の稟議の後副町長の承認を得て持出使用することができる。用務の終わったときは、公印預証にその経過を記入し、直ちに公印と共に提出返還しなければならない。

(登録)

第9条 公印は、様式第3号による公印台帳に登載し、登録をするものとする。

(廃棄)

第10条 公印を廃棄しようとするときは、町長の許可を得て、登録を抹消し、焼却するものとする。

(告示)

第11条 公印を新調、改刻又は廃止したときは、印影を付して告示するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から適用する。

附 則(昭和63年訓令第1号)

この規程は、昭和63年3月5日から施行する。

附 則(平成2年訓令第1号)

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成3年訓令第1号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年訓令第2号)

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成12年訓令第3号)

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成12年訓令第5号)

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和8年訓令第5号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

公印の種類	ひな形	書体	寸法	管守者	個数	用途
町の印	別図1	れい書	35ミリメートル 平方	副町長	1	
町役場の印	2	〃	39ミリメートル 平方	〃	1	
町長の印	3	〃	21ミリメートル 平方	副町長 総務課長	2	
町長の印 (何専用)	4	〃	〃	総務課長 住民生活課 長	45	戸籍専用 印鑑専用 登記専用 税務専用 福祉専用
町長の印 (何専用)	5	〃	〃	住民生活課 長	1	医療費請求専 用
町長職務代 理者の印	6	〃	〃	副町長	1	
副町長の印	7	〃	18ミリメートル 平方	〃	1	
会計管理者 の印	8	〃	〃	会計管理者	1	
園長の印	9	〃	17ミリメートル 平方	保育園長	1	
課長の印	10	〃	〃	総務課長	1	
町長の印	11	〃	縦7ミリメー トル、横10ミリ メートル	住民生活課 長	1	国保専用

別図(ひな形)

1

町	日野郡	鳥取県
之	江府	取
印		日

2

町	日野郡	鳥取県
役	江府	取
場		日

3

町	野郡	鳥取県
長	江府	取
之		日
印		

4

長之印	江府町	日野郡	鳥取県
用專	籍鑑記務課	戸印登税	福保社

5

費	療	医	
長之印	江府町	日野郡	鳥取県
用專	求	請	

6

代	町	野郡	鳥取県
理	長	江府	取
者	職	日	
印	務		

7

副	野郡	鳥取県
町	江府町	取
長		日
之		
印		

8

管	江府町	鳥取県
理	会	日野郡
者	計	
之		
印		

9

園	子	江府町
長	供	立
印	の	
	国	
	保	
	育	

10

課	野郡	鳥取県
長	江府町	取
之		日
印		

11

江	府	町
長	之	印

様式第3号(第9条関係)

公 印 台 帳

番 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
印 影 欄						
登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ま っ 消 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
管 守 者						

